法務省告示配第百六十一号

栃木県小山市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年十一月二十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、小山市役所又は宇都宮地方法務局栃木支局に照会すること。

令和八年十月二十六日

法務大臣　山下　貴司

栃木県下都賀郡寒川村二十九番地　海老沼嘉源次

法務省告示配第百六十二号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年十月二十六日

法務大臣　山下　貴司

氏　名　野村　泰司

生年月日　千九百六十八年八月二十六日

法務省告示配第百六十三号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和八年十月二十六日

法務大臣　山下　貴司

氏　名　姜　聲振

生年月日　千九百七十二年十二月十八日

法務省告示配第百六十四号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第十七条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

令和八年十月二十六日

法務大臣　山下　貴司

一　指定を受けた者

氏　名　姜　聲振

二　生年月日　千九百七十二年十二月十八日

三　指定をした特定外国法

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項第一号に掲げる者がアメリカ合衆国カリフォルニア州において有し、又は有した法

公　告

諸　事　項

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。

１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は令和８年11月24日までに中国財務局理財部金融監督第３課あて申し出をされたい。

２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

［掲載順序］

①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地

①20271001137②村木　　昇③村木　　昇④山口県宇部市東平原２丁目９－32

令和８年10月26日

中国財務局長　若原　幸雄

迫川上流土地改良区役員の就任の公告

宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県栗原市に事務所を有する迫川上流土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和８年10月26日

東北農政局長　永井　春信

就任

役職	氏名	住所
理事	髙橋　義雄	宮城県栗原市一迫字三口新町３番地

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和８年（家）第３０１６２号

東京都港区赤坂二丁目３番５号

申立人　株式会社東京スター銀行

本籍千葉県松戸市古ケ崎四丁目３５８６番地５

最後の住所千葉県松戸市古ケ崎四丁目３５８６番地の５

死亡の場所千葉県松戸市

死亡年月日令和７年１０月８日

出生の場所福島県相馬郡小高町

出生年月日昭和１０年１０月９日

職業　不明　　被相続人　亡　佐藤　善意

事務所千葉県松戸市新松戸４－５０　新松戸Ｕビル３０１号室　新松戸綜合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　國分　玲名

催告期間満了日　令和９年５月１８日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第３０１７２号

千葉県流山市平和台１－１－１

申立人　流山市長　井崎　義治

本籍千葉県流山市大字西深井１１２番地２

最後の住所千葉県流山市大字西深井１１２番地の２

死亡の場所千葉県流山市

死亡年月日推定令和６年９月１６日

出生の場所静岡県熱海市

年月日昭和４２年２月１３日

職業　不明　　被相続人　亡　中島　貢

事務所千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷４－８－１　平安ビル３０２号室　かまがや総合法律事務所

清算人　弁護士　川田　真範

催告期間満了日　令和９年５月１８日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和８年（家）第４０３６６号

神戸市中央区加納町６丁目５番１号

申立人　神戸市建築住宅局長　増田　匡

本籍　兵庫県神戸市兵庫区兵庫町二丁目２番

最後の住所　神戸市兵庫区兵庫町２丁目２番２６号

死亡の場所　兵庫県神戸市中央区

死亡年月日　平成28年5月15日

出生の場所　兵庫県神戸市林田区

出生年月日　昭和７年3月8日

職業　不明　被相続人　亡　佐々江　ツヤ子

神戸市中央区中町通２丁目１番１８号　JR神戸駅NKビル６階　方円法律事務所

相続財産清算人　弁護士　遠藤　創史

催告期間満了日　令和9年５月６日

神戸家庭裁判所

令和８年（家）第９０１３号

新潟県新潟市東区浜谷町１－１２－２８

申立人　樋渡　士自夫

本籍秋田県横手市十文字町梨木字海道下３番地１

最後の住所秋田県横手市十文字町梨木字海道下３番地２

死亡の場所秋田県横手市

死亡年月日令和７年５月13日

出生の場所秋田県平鹿郡増田町

出生年月日昭和37年８月21日

職業無職

被相続人　亡　北嶋　忠良

秋田県横手市十文字町字曙町26番地

相続財産管理人　小川　達

催告期間満了日　令和９年５月28日

秋田家庭裁判所横手支部

令和８年（家）第８１１８８号

大阪府高槻市上田辺町３番２９号

申立人　特定非営利活動法人権利擁護たかつき

本籍大阪府吹田市山田西２丁目９番

最後の住所大阪府吹田市原町４丁目６番１０号（２０５）

死亡の場所大阪府吹田市

死亡年月日令和８年５月１６日

出生の場所大阪府大阪市天王寺区

出生年月日昭和４８年８月２０日

職業　無職　　被相続人　亡　太田　賢司

住所　大阪市中央区北浜３－６－２２淀屋橋ステーションワン１７階

相続財産清算人　弁護士　臼田　亮太

催告期間満了日　令和９年５月２７日

大阪家庭裁判所